

令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市

精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

（公 印 省 略）

精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて

近年の携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の普及状況等を踏まえると、基本的には、精神科病院の入院患者が、可能な限り、携帯電話等を自由に使用できることが望ましいと考えられる。一方で、携帯電話等の所持・使用に当たっては、他患者とのトラブル防止等に関する運用上の課題等もみられるところである。

このため、別添資料のとおり、精神科病院における携帯電話等の使用等に関する取組事例等について、聞き取ったところであり、各都道府県・指定都市におかれては、管下の精神科病院に携帯電話等の使用等に関する取組事例等について周知いただくようお願いする。

なお、今般お示しする携帯電話等の取扱いとは別途、従前より、精神科病院に入院中の者の通信等に関する処遇については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（昭和 63 年厚生省告示第 130 号）において、電話に関しては医療または保護の上で合理的な理由がある場合であって、かつ、合理的な方法及び範囲における制限に限られるものであることとされており、電話機は、患者が自由に利用できるような場所に設置される必要があり、閉鎖病棟内にも公衆電話等を設置することとされていること等も踏まえ、精神科病院に入院中の患者の適切な処遇に努めるようお願いする。

以上

（別添）

- 精神科病院における携帯電話やスマートフォンの使用等に関する取組事例等

別添

精神科病院における携帯電話やスマートフォンの使用等に関する取組事例等

入院患者に対して携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の使用を可能としている8つの精神科病院に対して、運用上のルールや携帯電話等の所持・使用による効果または課題等についてヒアリングを行った。概要は以下の通り。

1. 院内での携帯電話等の所持・使用についての運用

院内での携帯電話等の所持・使用に関する取組を開始した経緯や状況は、それぞれの病院によって異なっていたが、なかには、数年前に院長主導で取組を開始した病院や、スタッフ主導で病院全体に働きかけ、院内マニュアル作成等の事前準備を進めた病院もあった。

また、いずれの病院においても、一定の院内ルール（使用の場所・時間帯等）を設けた上で、院内ルールについて患者へ説明し、同意を得て、院内での携帯電話等の所持・使用を可能としていた（詳細は別紙参照）。

【主な院内ルール】

- 通話を病棟内の一部エリア（個室内や病棟内の電話ボックス付近等）限定としたり、音声を発する使用の際はイヤホン等使用を依頼したりする等、周囲への配慮を院内ルールとして求めている病院が多かった。
- 院内での撮影行為はほとんどの病院で禁止していた。
- 周囲への配慮や生活リズムを整えるという観点から、消灯後の使用は控えるよう依頼する病院が多かったが、利用時間の制限を設けていない病院もあった。
- 携帯電話等の保管については、原則自己管理とする病院が多かった。コード類（充電器）に関しては、原則自己管理だが希死念慮等があればスタッフ管理とする病院が多かったが、原則スタッフ管理とする病院や、持ち込み可能なコード類の長さに一定の基準を設けている病院もあった。

【患者への説明方法】

- 携帯電話等の取扱いに関する院内ルールを記載した書面（同意書）に基づいて患者や家族に対して説明を行い、同意の場合には署名をもらう病院が多かった。
- 同意書を用意していない病院でも、入院時のオリエンテーション資料に携帯電話等の取扱いに関する院内ルールが含まれているほか、院内ルールを記載したポスター等を病棟内に掲示し、それらに基づき説明するとしていた。

2. 携帯電話等の所持・使用による効果

患者自身が携帯電話等を使用できることにより、入院中でも患者の人間関係や地域との交流を維持しやすくなり、入院への抵抗感の軽減や、患者の安心感の醸成につながると感

じる病院が複数あった。また、患者が自分でグループホーム等の関係機関を探したり連絡を取ったりすることができるため、患者自身の希望を反映した地域移行支援をより円滑に行いやすくなると感じる病院が多かった。

さらに、携帯電話等を使用できることで、患者の実生活に近い環境で入院治療を行えるため、携帯電話等を使った地域生活の練習や、具体的な生活支援等へとつなげやすくなると感じる病院が複数あった。携帯電話等の使用に関連するトラブルが生じた場合も、社会生活上の課題を認識する機会となったと捉える病院が多かった。

他にも、携帯電話等の保管に関して、以前はスタッフ管理としていたが現在は原則自己管理としている病院では、物品管理に係る業務を縮小できる等、スタッフ側の業務負担軽減につながっていた。

3. 携帯電話等の所持・使用による課題とその対応

他患者等に関する無断撮影・SNS 投稿等、プライバシー権侵害のおそれがあるような患者の行為が課題となることがあり、実際にほぼ全ての病院において、これらの行為はこれまでに生じていた。その上で、ほとんどの病院で、そうした行為をしないよう事前に患者へ説明すること等の対応を講じており、結果として発生頻度は年間数件程度に留まることとなったとする病院が多かった。また、問題行為を確認した後の対応としては、患者に該当データ・投稿を削除してもらう等、患者の状態に合わせて個別の対応をとる病院がほとんどであった。

病状への悪影響が生じる場合（例：夜間の携帯電話等使用で不眠が悪化する、ギャンブル依存症患者が入院中に携帯電話等を使ってギャンブル行為をする、妄想に基づいた架電を行い苦情が入る等）には、携帯電話等を一時預かりとする等の個別対応を行う病院が多かった。

院内での携帯電話等の所持・使用についての運用

	主な院内ルール		患者への説明方法
	場所・時間等	物品管理等	
A 病院	○場所：通話は一部エリア（個室内や通話用の専用ブース）限定 ※院内での撮影は禁止 ○時間：消灯後の使用は控えるよう説明するが厳格な運用ではない	○原則自己管理 ○希死念慮等あればコード類（充電器）はスタッフ管理	主に口頭及び病棟掲示物
B 病院	○場所：通話は一部エリア（個室内や病棟内の電話ボックス付近）限定 ※院内での撮影は禁止 ○時間：消灯後の使用は控えるよう説明するが厳格な運用ではない	○原則自己管理 ○希死念慮等あればコード類（充電器）はスタッフ管理	書面（同意書）
C 病院	○場所：通話は一部エリア（個室内や病棟内の電話ボックス内等）限定 ※院内での撮影は禁止 ○時間：原則制限なし ※一部の病棟では消灯後の使用不可	○原則自己管理 ○希死念慮等あればコード類（充電器）はスタッフ管理	入院時の説明冊子及び病棟掲示物
D 病院	○場所：病棟外または面会室（病棟内の一室） ○時間：面会室使用の場合、原則日勤帯で短時間（5～10分程度）とするよう説明	○コード類（充電器）も含め、原則スタッフ管理 ○病院内の電源を用いた充電は原則不可	書面（同意書）
E 病院	○場所：原則制限なし ※周囲への迷惑とならないよう依頼 ※院内での撮影は禁止 ○時間：9～21時（休憩時間確保のため）	○携帯電話等は、9～21時の間は自己管理、夜間はスタッフ管理 ○コード類（充電器）は原則スタッフ管理	書面（同意書）
F 病院	○場所：通話は一部エリア（病室内[他患者不在時]や病棟内の電話ボックス内）限定 ※周囲への配慮として、マナーモード設定や音楽鑑賞時のイヤホン等使用を依頼 ※院内での撮影は禁止 ○時間：（夜間は他患者の妨げとならないように説明の上、）原則制限なし ※一部の病棟では治療プログラム中は使用不可	○原則自己管理 ○充電器不携帯の患者や希死念慮等のためコード類がリスクと考えられる患者に対しては、病院のモバイルバッテリーを貸出	書面（同意書）
G 病院	○場所：通話は一部エリア（病棟内の電話ボックス付近）限定 ※通話以外の使用では、音への配慮としてイヤホン等使用を依頼 ※院内での撮影は禁止 ○時間：原則起床～消灯時間までだが厳格な運用ではない	○原則自己管理 ○急性期病棟では、0.5m 超の長さのコード類はスタッフ管理	書面（同意書）
H 病院	○場所：原則制限なし ※音への配慮としてイヤホン等使用を依頼 ※院内での撮影は禁止 ○時間：9時半～20時半（休憩時間確保のため）	○携帯電話等は、9時半～20時半の間は自己管理、夜間はスタッフ管理 ○コード類（充電器）は原則スタッフ管理	入院時の説明冊子